

行政組織機構の改革を実施

都市像の実現に向けて

「夢つなぎ ひときりめく 未来創造都市 いちはら」の実現に向けて、4月1日付けで行政組織の一部を変更しました。

組織の新設

権・国際課、経済部芸術祭推進課を移管します。

資産経営部

公共施設の再配置や活用を具現化するため、同部を新設し、企画部公共資産マネジメント推進課と財政部契約検査課を移管します。

また、スポーツ振興課にオリムピック・パラリンピック推進室を新設します。

スポーツ国際交流部

シティプロモーション推進課を同課に発展させます。

広聴課

市の魅力を発信するため、本部を新設し、生涯学習部スポーツ振興課、企画部人

の向上に反映させるため、相談を受け、市民サービスの向上に反映させるため、

第1庁舎の配置		第2庁舎の配置	
4階	シティプロモーション推進課、秘書課、情報管理課、危機管理課	10階	広聴課、環境管理課、クリーン推進課、不法投棄対策・残土指導課、交通政策課、公園緑地課
3階	土木管理課、道路建設課、道路維持課、河川課、建築施設課、都市計画課、宅地課、建築指導課、住宅課、水道総務課、水道建設課、給水課	9階	教育総務課、教育施設課、学校保健課、学校教育課、指導課、生涯学習課、ふるさと文化課
2階	市民活動支援課、保健福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者支援課、生活福祉第1課・2課、障がい者支援課	6階	財政課、商工業振興課、観光振興課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
1階	市民課、国民健康保険課、子ども福祉課、保育課	5階	総合計画推進課、総務課、人事課、公共資産マネジメント推進課、契約検査課、スポーツ振興課、人権・国際課、情報公開コーナー
		3階	会議室など
		2階	納税課、債権管理課、市民税課、固定資産税課
		1階	出納室、千葉銀行

※4階と7階、8階は立ち入りできません。

都市計画マスタープラン

総合計画の掲げる2026年の都市の姿を展望し、これからのまちづくりの基本的な考えを定めたもの
序章 計画の概要
第1章 まちづくりの理念と目標
第2章 全体構想（土地利用の基本方針など）
第3章 地域別構想（拠点地域の将来像など）
第4章 まちづくりの実現に向けて（成果指標の設定など）

立地適正化計画





まちづくりの方針 本市が目指すべき都市構造など
居住誘導区域 人口が減少しても、一定範囲で人口密度を維持することで、日常生活のサービスや公共交通、地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域
都市機能誘導区域 医療や福祉、商業などの都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域
誘導施設 立地を誘導すべき医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設

「持続可能なまち」を目指して

住宅開発などをするときは市に届け出を

市では、人口減少・超高齢社会においても、暮らしやすいまちづくりを目指し、「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」を策定し、公表しています（左記のとおり）。同計画に基づき、居住誘

届け出が必要となる居住誘導区域外での開発・建築行為

開発行為	建築行為
(1) 3戸以上の住宅を建築するために土地を開発する。 	(1) 3戸以上の住宅を新築する。 
(2) 1戸または2戸の住宅を建築するために、1,000平方メートル以上の土地を開発する。 	(2) 3戸以上の住宅とするため、建築物を改築する。 

届け出が必要となる都市機能誘導区域外での開発行為など

開発行為 誘導施設がある建築物を建てるために土地を開発する。

開発行為以外

- 誘導施設がある建築物を新築する。
- 建築物を、誘導施設がある建物に改築する。
- 誘導施設がある建物に用途を変更する。

【誘導施設である病院の例】

立地適正化計画区域

居住誘導区域

届け出必要

五井駅周辺
都市機能誘導区域

届け出必要

市役所周辺
都市機能誘導区域

届け出必要

※拠点ごとに誘導施設が設定されています。

子育てニューボラセンター
子育て支援施策をきめ細かく展開するため、同所を課内室から課相当へ発展させます。

地方創生推進室
移住・定住の促進を図るため、企画部総合計画推進課内に同室を新設します。

地域包括ケア推進課
高齢者が、より住みやすい地域づくりを実現するため、地域包括ケア推進室を同課に発展させます。

職の設置

副教育長
学校施設の長寿命化や給

食調理場再編などの課題解決のほか、歴史ミュージアムや地磁気逆転地層を活用した施策を推進します。

水道事業管理者
水道事業の経営健全化や、今後のあり方について、根本的な改革に取り組みます。

都市再生戦略担当参事
各地域の特性に応じた拠点形成などの、土地利用政策を具現化します。

その他の改革

業務の終了などにより、臨時福祉給付金室と環境監視センター、姉崎区画整理事務所を廃止しました。

部署の配置を変更

4月1日から、左上表のとおり部署の配置を変更します。主な変更点は次のとおりです。

■広聴広聴課（第1庁舎4

階）がシティプロモーション推進課（同4階）、広聴課（第2庁舎10階）になります。

■人権・国際課（第2庁舎10階）、スポーツ振興課（同9階）が同5階に移動します。なお、今後の第2庁舎の改修に伴い、順次、配置を変更する予定です。

先総務課行政改革推進室
☎239822

先都市計画課
☎239838

などの動きを把握することで、今後のまちづくりに生かすことができます。